

2026 年 8 月 18 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 セ キ ュ ア
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 谷 口 辰 成
(コード番号：4264 東証グロース)
問合せ先 取 締 役 C o - C F O 佐 藤 仁 美
(TEL 03-6911-0660)

業績目標コミットメント型ストック・オプション（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 18 日開催の取締役会において、以下のとおり、有償ストック・オプション（新株予約権）を発行することについて決議しましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、今回付与される新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引受けが行われるものであります。なお、各取締役に対する本新株予約権の割当に関する個別の審議については、当該割当の対象となる取締役はそれぞれ特別利害関係人に該当するため、当該審議及び決議には参加していません。

1. 発行の目的及び理由

本新株予約権は、当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社の取締役及び従業員の意欲及び士気をより一層向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として発行するものであります。

本新株予約権には、当社株価が一定の水準を下回った場合において、本新株予約権の行使を義務付ける旨の条件（強制行使条項）が設定されております。これにより、本新株予約権の付与対象者に対し、株価下落時には一定の責任を負わせることで、既存株主の皆様と株価変動リスクを共有し、株価下落を招く企業活動を抑制すると共に、新株予約権本来の効果である当社の株価上昇へのインセンティブを付与することが可能となります。また、株価条件の発動水準を行使価額の 50%に設定した理由といたしましては、付与対象者である当社の取締役及び従業員が当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指しながら、株価水準へのプレッシャーを意識する適切な水準が現時点の行使価額の 50%程度であると判断したためです。なお、本新株予約権に係る強制行使条項の実効性を確保する観点から、発行要項または本新株予約権の割当契約にて以下の点を特に定めております。

- ・割当者は、本新株予約権の全部または一部について、放棄をしてはならない。
- ・2. 発行の概要（9）に定める内容を除いて、当社は本新株予約権を取得することができない。
- ・割当者が、当社または当社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を保有しなくなった場合であっても、行使義務（当該地位を保有しなくなった後、行使義務事由に該当することにより生じる行使義務を含む。）は消滅せず、本新株予約権を行使しなければならない。
- ・なお、以下のいずれかに該当する場合には、行使期間中であっても、割当者は直ちに本新株予約権を行使する権利を喪失する。
 - （1）拘禁刑以上の刑に処せられた場合
 - （2）当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合
 - （3）当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合

(4) 死亡した場合

他方で、本新株予約権は後述のとおり、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、2027 年 12 月期乃至 2029 年 12 月期において一度でも当社の調整後連結営業利益が 1,500 百万円を超過した場合には権利行使できる旨を行使条件として設定しております。これは、当社の過去の業績推移と比較して高い業績目標を行使条件とすることにより、当社の取締役及び従業員の業績達成意欲をより一層向上させ、当該目標の達成を通じて、当社の企業価値・株式価値の向上に資するものと考えております。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数 6,215,120 株に対して約 2.03%に相当しますが、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、当該目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、中長期的な観点にて当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

2. 発行の概要

(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数	当社取締役 4 名 960 個 当社従業員 2 名 300 個
(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数	本新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式 126,000 株とし、本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。 なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率 また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
(3) 新株予約権の総数	1,260 個
(4) 新株予約権の払込金額又はその算定方法	本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、100 円とする。 なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮し、一定の前提（当社株式の株価（1,516 円）、ボラティリティ（75.66%）、満期までの期間（10 年）、配当利回り（0%）、無リスク利子率（2.888%）、業績条件（2.（7）①に規定している条件）、強制行使条件（2.（7）②に規定している条件）等）の下、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該金額と同額に決定したものであり、当社は、当該金額は有利発行に該当しないと判断している。
(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその 1 株	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、本新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値がない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）と

当 た り の 金 額 (行 使 価 額)	する。 なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$ また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。
(6) 新 株 予 約 権 の 権 利 行 使 期 間	本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2028年4月1日から2036年9月1日までとする。
(7) 新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件	① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2027年12月期乃至2029年12月期において、当社の有価証券報告書における連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書。以下同様）から算出される調整後連結営業利益（連結営業利益+M&Aにより生じたのれん償却費用+非経常的費用項目（株式取得に関するアドバイザー費用等））が、1,500百万円を超過した場合、本新株予約権を行使することができる。 なお、上記における調整後連結営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。 ② 上記にかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

	(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合 ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額	① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
(9) 新株予約権の取得の事由及び取得条件	当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
(10) 新株予約権の譲渡制限	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（2）に準じて決定する。 ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（5）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（11）③に従って決定される当該新

	株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。 ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記（６）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（６）に定める行使期間の末日までとする。 ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（８）に準じて決定する。 ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 ⑧ その他新株予約権の行使の条件 上記（７）に準じて決定する。 ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件 上記（９）に準じて決定する。 ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
(12) 新株予約権の割当日	2026年9月2日
(13) 新株予約権証券の発行に関する事項	当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
(14) 新株予約権の払込期日	2026年9月2日

以 上